

令和 7 年度基金事業の実績（市町交付金事業）

⑨ みえ森と緑の県民税市町交付金事業

みえ森と緑の県民税市町交付金事業の概要	・・・・・・・・	1
---------------------	----------	---

ア. 市町交付金（連携枠）事業

a. 流域防災機能強化対策事業	・・・・・・・・	3
-----------------	----------	---

b. 災害からライフラインを守る事前伐採事業	・・・・・・・・	9
------------------------	----------	---

c. 県民参加の植樹祭事業	・・・・・・・・	15
---------------	----------	----

イ. 市町交付金（基本枠）事業	・・・・・・・・	16
-----------------	----------	----

四日市市	・・	22	津市	・・	211	大紀町	・・	443
桑名市	・・	30	松阪市	・・	284	南伊勢町	・・	466
鈴鹿市	・・	43	多気町	・・	308	名張市	・・	482
亀山市	・・	82	明和町	・・	322	伊賀市	・・	521
いなべ市	・・	117	大台町	・・	334	尾鷲市	・・	553
木曽岬町	・・	140	伊勢市	・・	353	紀北町	・・	600
東員町	・・	146	鳥羽市	・・	366	熊野市	・・	617
菰野町	・・	158	志摩市	・・	389	御浜町	・・	632
朝日町	・・	178	玉城町	・・	404	紀宝町	・・	641
川越町	・・	200	度会町	・・	413			

みえ森と緑の県民税市町交付金事業の概要

みえ森と緑の県民税の趣旨に沿って、市町が県と連携して課題解決に取り組むとともに、市町が地域の実情に応じ創意工夫して森林づくりの施策を展開することができるよう、みえ森と緑の県民税市町交付金（以下「市町交付金」という。）を交付するものです。

1. 県と市町との役割分担

県	基本方針1のうち、対策1を継続して重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。
市町	<u>地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。</u>

2. 市町交付金の配分

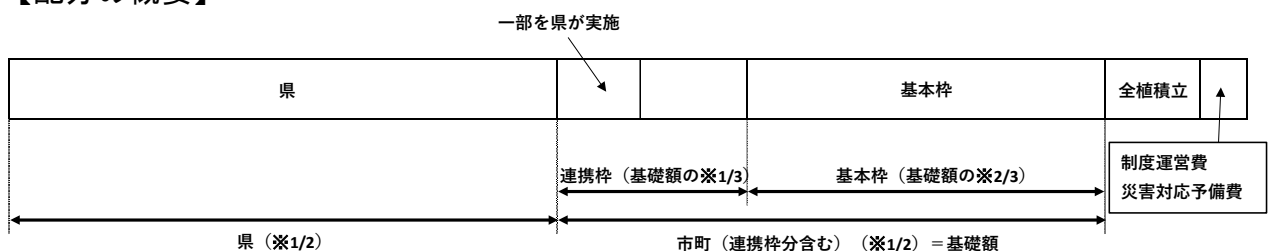
県民税基金の取崩可能額のうち、制度運営費、災害対応予備費、全国植樹祭に向けた基金積立を除いた額の概ね2分の1（※）に相当する額を市町交付金の総額とします。第3期5年間の総額で、県と市町の配分割合は、5：5を基本としつつ、市町からの要望に基づいた柔軟な配分を行います。

市町交付金事業には、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの申請に応じて配分する「連携枠」と、森林面積や人口などを算定基礎として配分の上限額を設定したうえで、市町からの要望に基づいて配分する「基本枠」を設けます。

配分割合は、「連携枠（県が実施した方が効率的である事業を含む）」は、市町交付金総額の概ね3分の1、「基本枠」の配分割合は、概ね3分の2とします。

連携枠	面的な森林整備や獣害対策、ライフライン周辺の危険木の事前伐採など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの申請に応じて配分します。
基本枠	市町からの要望に基づいて、必要な規模を配分します。 ※均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分の上限額を設定します。

【配分の概要】



※配分割合は、表示の割合を基本としつつも、市町からの要望や事業実施状況によって変動

3. 市町交付金の使途

1) みえ森と緑の県民税を活用した事業を行ううえでの3原則

事業の実施にあたっては、次の3つの原則全てを満たさなければなりません。

- 【原則1】 「2つの基本方針と5つの対策(※)」に沿った内容であること。
- 【原則2】 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる内容であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた内容とすること。
- 【原則3】 直接的な財産形成を目的とする内容でないこと。

※ 2つの基本方針と5つの対策

基本方針1 災害に強い森林づくり

対策1 土砂や流木による被害を出さない森林づくり

対策2 暮らしに身近な森林づくり

基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

対策3 森を育む人づくり

対策4 森と人をつなぐ学びの場づくり

対策5 地域の身近な水や緑の環境づくり

2) 森林環境譲与税との関係

県では、平成31年2月13日付けで、「三重県における森林環境譲与税についての基本的な考え方」を定めて市町と共有し、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税の使途を棲み分けて、双方を有効に活用しています。今後も、両税に使途を棲み分け有効活用しながら、森林・林業施策を進めます。

3) 市町における基金設置について

市町は、交付金事業の財源に充てるための基金を設置し、交付金を計画的に基金に積み立てたうえで次年度以降の交付金事業に充てることができます。なお、積み立てた基金は、原則として第3期内に活用する必要があります。

⑨ーアーa 流域防災機能強化対策事業

担当課：みどり共生推進課

基本方針：① 災害に強い森林づくり

対策区分：① 土砂や流木による被害を出さない森林づくり

1 事業の目的

山腹崩壊の発生源となる斜面上部の凹地形周辺や、土壌浸食のおそれがある溪流沿いの森林において、根系や下層植生の発達を促す森林整備を実施し、流域の防災機能の強化を図ります。

2 事業の必要性

県では、「みえ森と緑の県民税」を活用し、流木や土砂流出の発生の恐れのある崩壊土砂流出危険地区（以下「危険地」という。）において、溪流内の危険木の除去のほか、溪流沿いの一定幅の立木を伐採・搬出し、流木や土砂の流出を抑制するための森林整備（災害緩衝林整備事業）等に取り組んできました。

こうした中、災害緩衝林整備事業による整備区域と隣接し、一体的に整備を行うことでより効果を発揮できる森林や、危険地以外にも対策が必要な森林が多数存在していることから、整備の対象を拡大し、土砂や流木による被害を出さない森林づくりを面的に進めていくことが必要です。

3 事業の概要

（1）間伐等（災害緩衝林一体型）

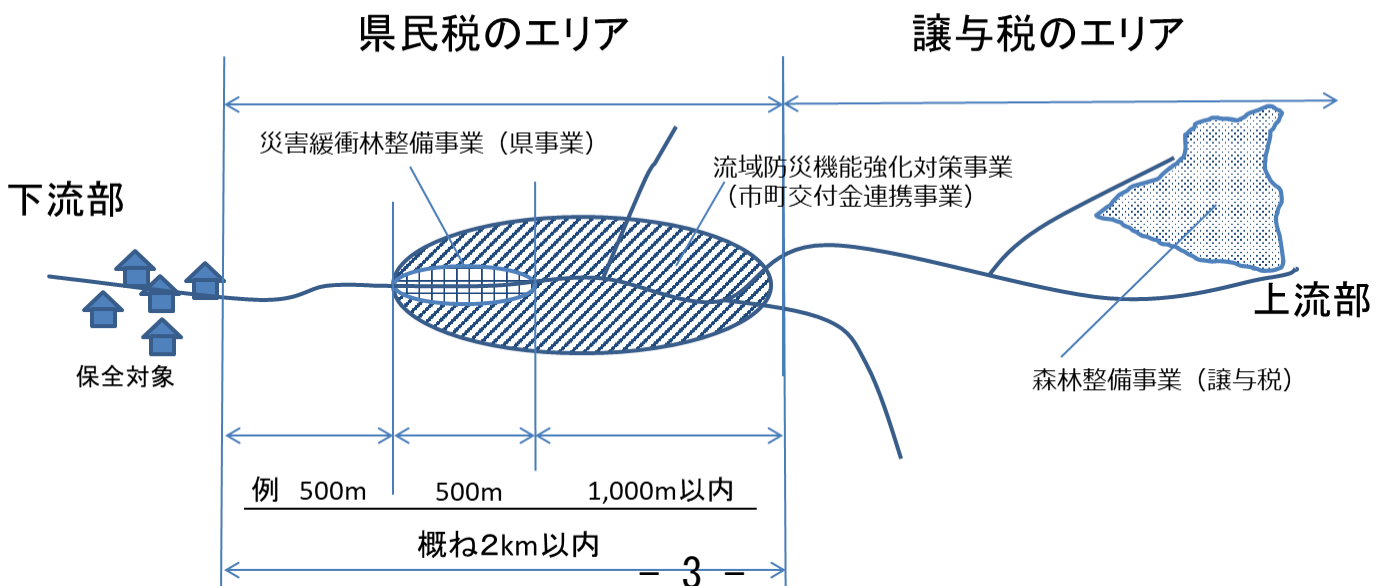
みえ森と緑の県民税を活用して県が実施する災害緩衝林整備事業の整備範囲の森林と一体的に整備します。

（2）間伐等（環境林・特定水源地域）

県ゾーニングが環境林、又は三重県水源地域の保全に関する条例に規定する特定水源地域として指定されている森林を整備します。

※本事業により森林整備を実施した箇所を含む小流域（保全対象から概ね2 km以内の溪流沿いの範囲）で新たな森林整備を行う場合、森林環境譲与税は活用しないものとします。

<事業エリアイメージ>



流域防災機能強化対策事業

<事業対象区域>

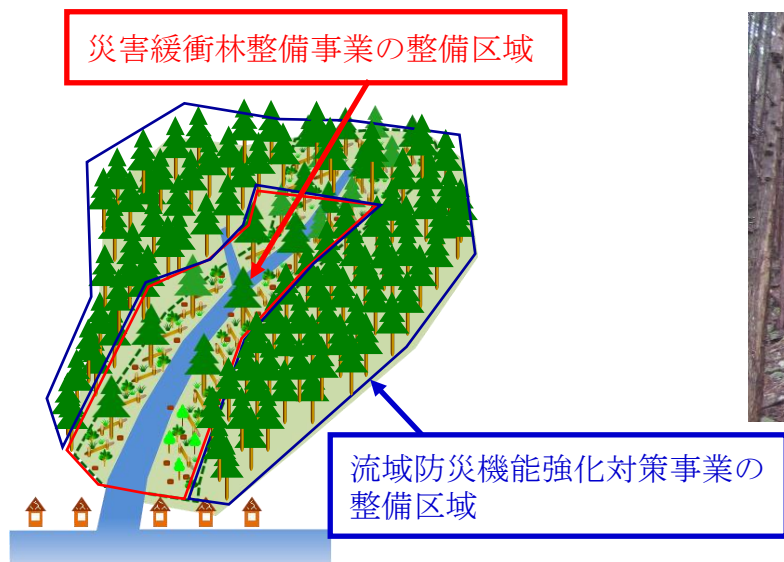
県が実施する災害緩衝林整備事業の整備範囲の森林と一体的に整備する区域、環境林、特定水源地域

<事業の内容>

県が行う災害緩衝林整備事業に準じた森林整備

<整備のイメージ>

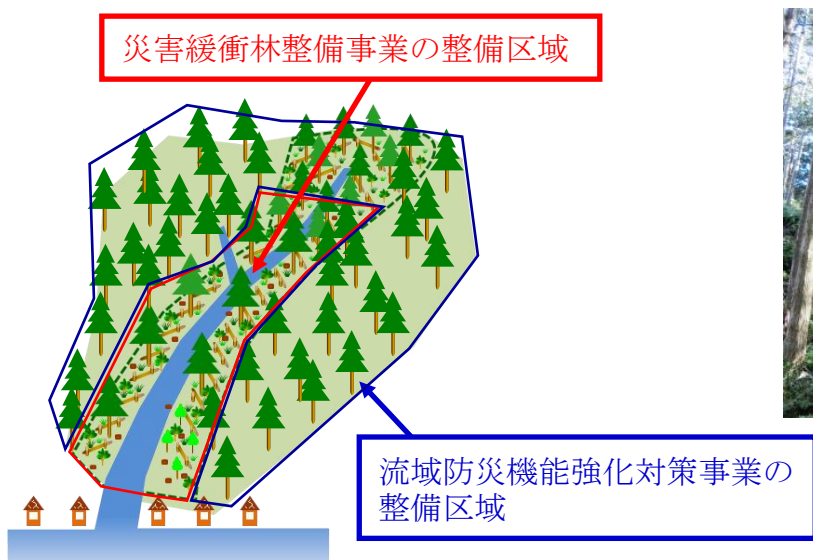
(整備前)



整備前のイメージ
根系や下層植生の発達が不十分



(整備後)



整備後のイメージ
森林整備の実施により、
根系や下層植生が発達

流域全体の防災機能を強化

4 令和7年度事業の取組

9市町において、160.94haの森林整備を実施しました。

市町	災害緩衝林一体型		環境林・特定水源地域		計	
	事業量 (ha)	交付金 (千円)	事業量 (ha)	交付金 (千円)	事業量 (ha)	交付金 (千円)
津市			27.26	19,070	27.26	19,070
多気町	7.83	3,000			7.83	3,000
大台町	15.97	6,600	29.36	16,590	45.33	23,190
度会町			10.45	6,200	10.45	6,200
志摩市			8.73	3,734	8.73	3,734
伊賀市			40.98	13,640	40.98	13,640
名張市			15.32	4,455	15.32	4,455
熊野市	2.49	2,922			2.49	2,922
紀宝町	2.55	2,000			2.55	2,000
計	28.84	14,522	132.10	63,689	160.94	78,211

森林整備の実施状況

【度会町】



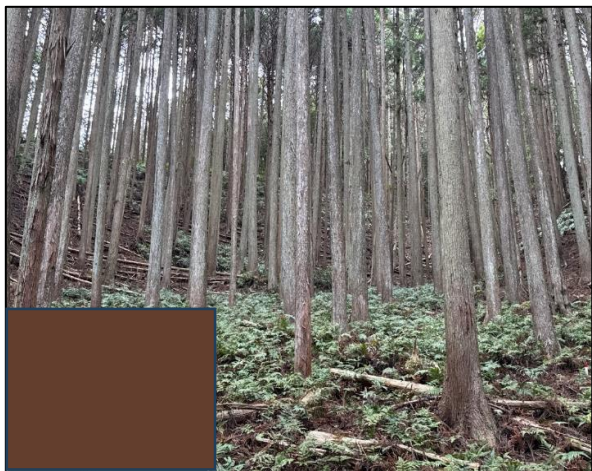
森林整備前



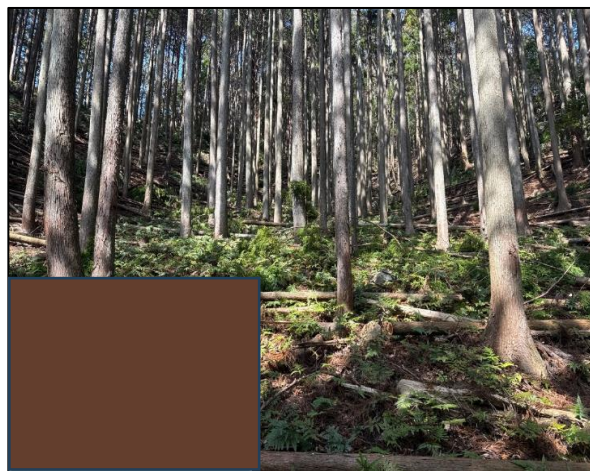
森林整備後

森林整備の実施状況

【志摩市】



森林整備前



森林整備後

【紀宝町】



森林整備前



森林整備後

【熊野市】



森林整備前



森林整備後

情報発信

事例1 ホームページ（津市）

市町交付金事業

市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開しています。

令和7年度取り組み

土砂や流木による被害を出さない森林づくり

流域防災機能強化対策事業

土壌浸食のおそれがある渓流沿いの森林において、根系や下層植生の発達を促すため間伐を実施しました。



みえ森と緑の県民税交付金 対策事業の取り組みについて



「みえ森と緑の県民税市町交付金事業」とは、森林づくりを県民みんなの力で担っていく取り組みで、各市町が地域の実情に沿った森林整備等を行います。

多気町での令和7年度の取り組みについてご紹介します

① 流域防災機能強化対策事業



【施業前】



【施業後】

山腹崩壊の発生源となる斜面上部、土壌侵食のおそれがある渓流沿いの森林において、根系や下層植生の発達を促す森林整備を実施し、流域の防災機能の強化を図りました。（串川）

② 災害からライフラインを守る事前伐採事業



【施業前】



【施業後】

台風等の倒木被害により、電気などのライフラインが寸断される恐れのある樹木を事前に伐採する取組を野中地区の県道松阪度会線にて実施しました。

③ 木と触れ合う環境づくり事業



花と動物ふれあい広場への備品導入
（コミュニケーションスクエア）



保育園への備品導入（木製書架）



小学校への備品導入（机・椅子）

野外公共施設・保育園・小学校に県産材を使った備品を導入しました。

問い合わせ先 農林課 ☎0598(38)1117

60歳以上の多気町にお住まいの方

会員募集中

健康維持 生きがい
仲間づくり スキマの時間
企業・個人様からのご依頼も受付中

公益社団法人多気町シルバー人材センター
多気町西足田587-1 ☎ 38-3880

就労継続支援事業所 I'm(アイム) お気軽に相談ください!!

I'm(アイム)は、障害者総合支援法に基づく福祉サービスのひとつである就労継続支援A・B型です。「障がい」に關しての悩みを抱えた方に寄り添い、仕事だけでなく体調面もサポートさせていただきます。

仁田706-7 ☎0598(37)2566
<http://www.mizuhonosato.or.jp>

・就労継続支援事業所 I'm
・入居サービス・地域生活支援
・障害児ハビリテーション・在宅介護支援事業所



介護老人保健施設
みずほの里

⑨ーアーb 災害からライフラインを守る事前伐採事業

担当課：みどり共生推進課

基本方針：① 災害に強い森林づくり
対策区分：② 暮らしに身近な森林づくり

1 事業の目的

台風などの倒木被害により電線等のライフラインを寸断する恐れのある危険木の事前伐採に、電力会社等のライフライン事業者と連携して取り組む市町を支援し、台風等に伴う大規模停電の未然防止などのライフラインの保全を図ります。

2 事業の必要性

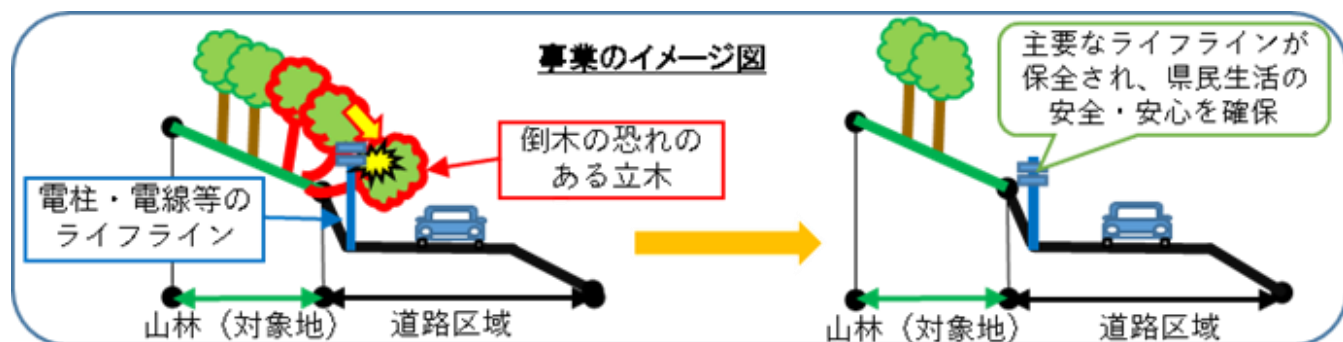
令和元年の台風15号では、千葉県を中心に大規模かつ長期的な停電が発生し、住民生活や地域の経済活動が滞ったうえ、市町の防災システムが機能しない等の甚大な被害が発生しました。また、三重県内においても、平成30年の台風21号では約28万戸で停電被害が発生し、特に山間部では、停電の原因の約80%は倒木によるものでした。

このような被害を未然に防ぎ、県民の安全・安心な暮らしを守るため、災害に強い森林づくりの一環として、市町や電気事業者等のライフライン事業者と連携して、「災害からライフラインを守る事前伐採事業」に取り組む必要があります。

3 事業の概要

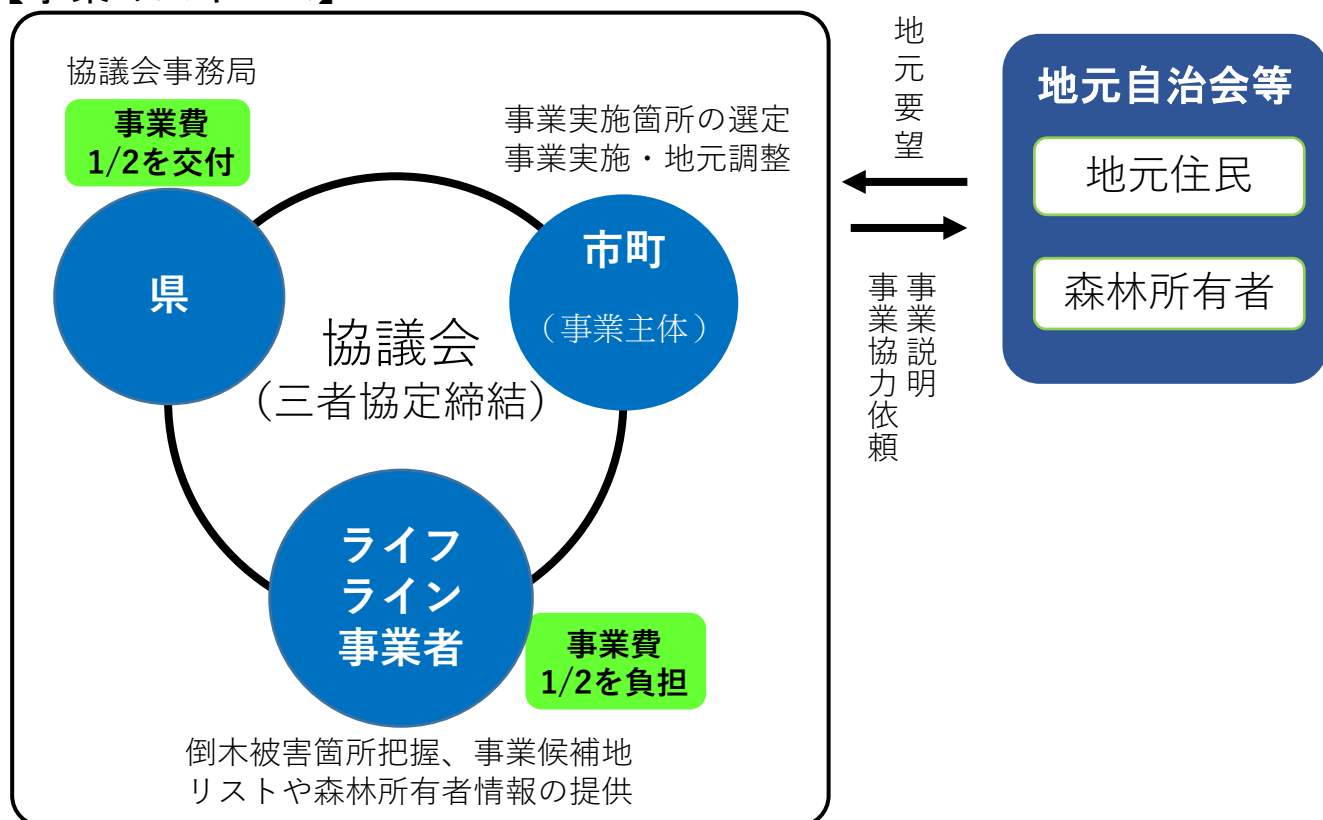
停電等のライフラインへの被害を未然に防ぎ、県民の安全・安心な暮らしを守るため、ライフライン事業者と連携して、台風などの倒木によりライフラインを寸断してしまう恐れのある樹木の事前伐採に取り組む市町に対して、県が事業費の一部を負担するなどの支援を行います。

事業の実施にあたっては、市町・県・ライフライン事業者の三者で、相互の連携による事業の円滑な実施を目的とした協定を締結することとしています。また、この協定に基づき、三者が構成員となった協議会を設置し、市町が作成する事業計画についての協議や他事業との調整などを行い、事業を進めていきます。

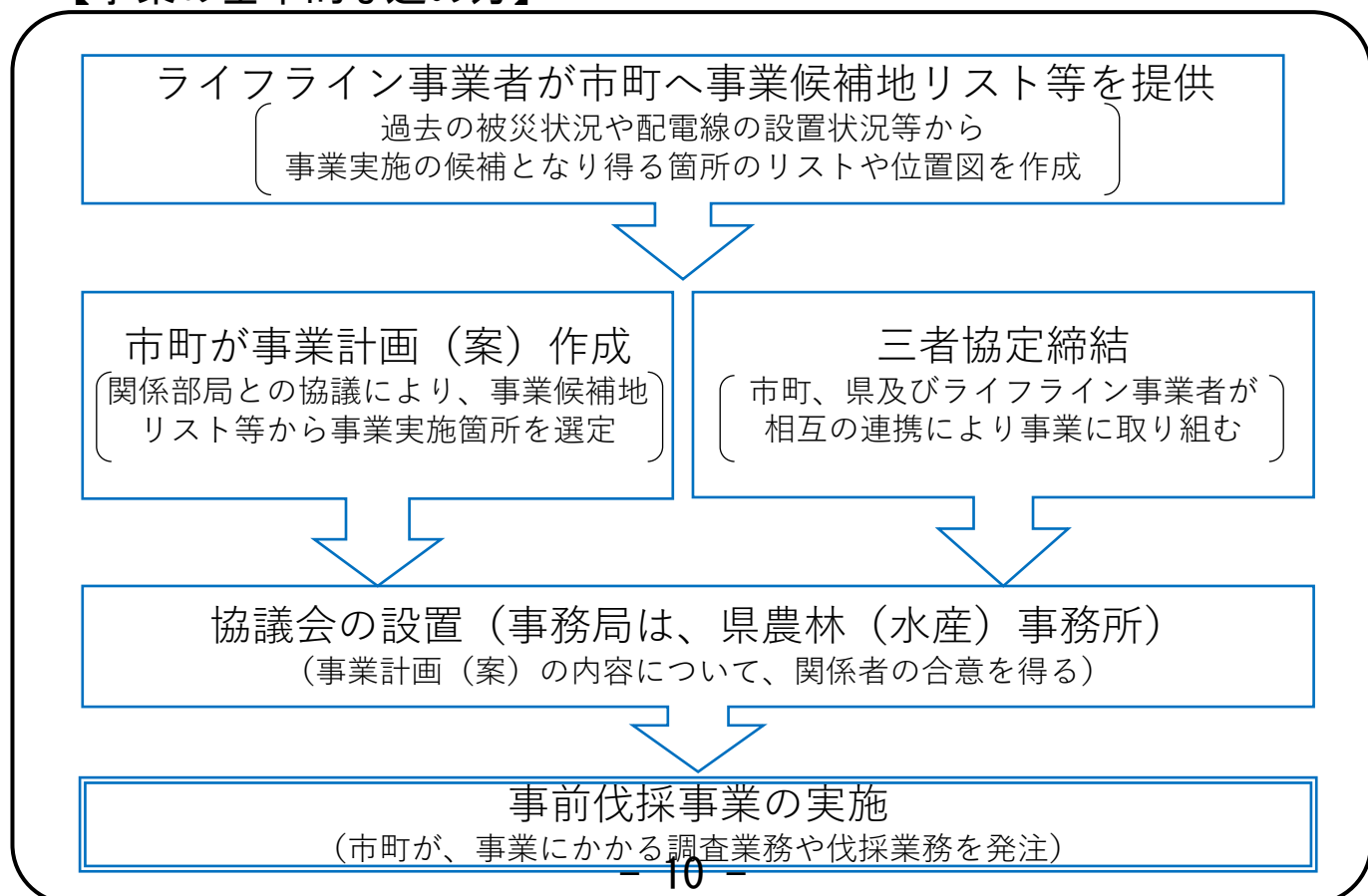


災害からライフラインを守る事前伐採事業

【事業のスキーム】



【事業の基本的な進め方】



4 令和7年度事業の取組

14市町において、 5,111本の事前伐採に取り組みました。

市町	災害からライフラインを守る事前伐採事業	
	事業量 (本)	交付金 (千円)
鈴鹿市	103	5,944
亀山市	70	1,870
東員町	112	2,600
菰野町	16	695
津市	220	5,043
松阪市	1,102	10,000
多気町	1,328	10,500
大台町	1,012	18,089
度会町	589	3,917
鳥羽市	40	1,958
大紀町	142	2,500
伊賀市	210	2,865
名張市	21	2,000
尾鷲市	146	2,075
計	5,111	70,056

事前伐採の実施状況

【鈴鹿市】法面保護のため、伐採木の根元を残した



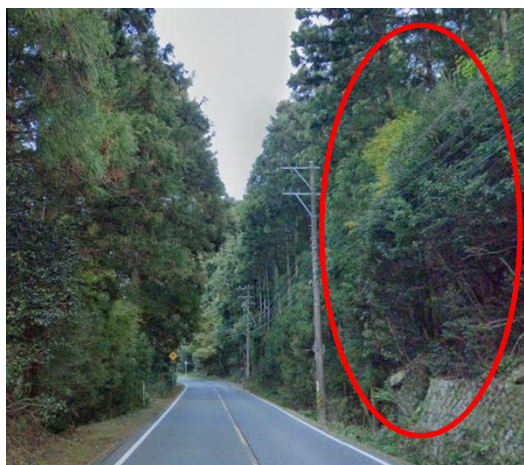
事前伐採前



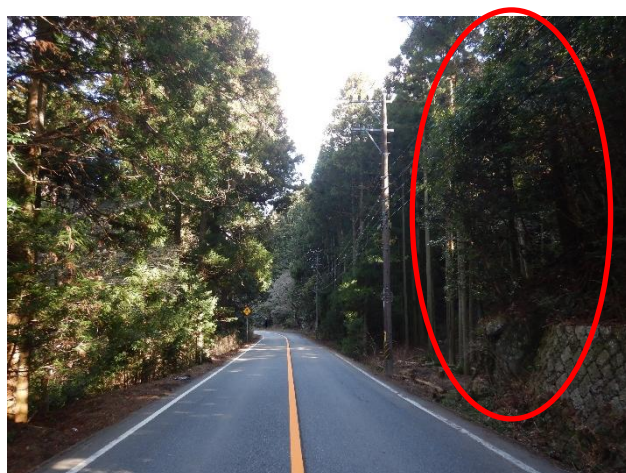
事前伐採後

事前伐採の実施状況

【菰野町】



事前伐採前



事前伐採後

【度会町】



事前伐採前



事前伐採後

【尾鷲市】



事前伐採前



事前伐採後

事例 1 ホームページ（尾鷲市）



令和7年度に実施したみえ森と緑の県民税を利用した事業について

【公開日：2026年3月30日】 【更新日：2026年3月30日】 ID:23832

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



みえ森と緑の県民税を利用した事業

災害からライフラインを守る事前伐採事業

孤立化が特に懸念される地域において、台風等により倒木の恐れがある危険木の伐採を行い、市民の暮らしの安心・安全を確保しました。

事業実施主体：尾鷲市



事例2 地元への回覧チラシ（菰野町）

地域住民の皆様へ！

災害からライフラインを守る事前伐採事業のお知らせ

皆様には、平素から町行政に格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
この度、下記箇所におきまして、みえ森と緑の県民税を活用した「災害からライフラインを守る事前伐採事業」に伴う伐採作業を実施いたします。作業期間中、皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

- ◆事業名 災害からライフラインを守る事前伐採事業
- ◆作業予定日 令和8年1月26日～28日(予定)
- ◆作業内容 伐採及び倒木撤去作業を行います。
- ◆備考 作業中は片側交互通行となります。

付近見取り図



みえ森と緑の県民税及び災害からライフラインを守る事前伐採事業については、裏面をご覧ください。

みえ森と緑の県民税
～森林づくりを県民みんなの力で～

「みえ森と緑の県民税」って何でシカ？

平成26年度から、三重県が課税している税金だよ。
この税収を活用して、県と市町が「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に取り組んでいるんだ。

なぜ「みえ森と緑の県民税」が必要なんでシカ？

異常気象や台風の大規模化などにより、土砂崩れなどの災害が発生する危険性が高まっているんだ。その対策として災害のリスクを軽減する森林整備や、それを将来に引き継いでいく社会づくりを行うことが必要なんだ。

「みえ森と緑の県民税」の事業例を紹介します！

●災害に強い森林づくり推進事業

●みんなで取り組む三重の森林づくり推進事業

●災害からライフラインを守る事前伐採事業

●市町交付金事業(基本枠)

問い合わせ先

みえ森と緑の県民税の問い合わせ先：農林水産部 みどり共生推進課
TEL 059-224-2513 mail: mdr@pref.mie.lg.jp

森林整備事業の問い合わせ先：農林水産部 森林・林業経営課
TEL 059-224-2564 mail: shorin@pref.mie.lg.jp

事例3 地元への回覧チラシ（亀山市）

令和7年12月23日

小野自治会のみなさまへ

亀山市産業環境部農林振興課

災害からライフラインを守る事前伐採事業の実施について

平素は、森林林業行政にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、関町小野地内の市道小野鷺山線沿いに台風などにより、ライフライン（配電線）を寸断する恐れのある樹木を事前に伐採することで配電線の断線や配電柱の倒壊を未然に防ぐ事業を実施させていただくこととなりました。このような倒木被害を未然に防ぎ、山間部における長期的な停電が発生しないように取組むことで、市民の安全・安心な暮らしを守ります。
つきましては、下記の期間にて実施させていただき、市道での作業中は交通誘導員等を配備し安全に努めさせていただきます。みなさまには、ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。
なお、この事業はみえ森と緑の県民税市町交付金を活用して実施します。

記

期 間：令和8年1月15日（木）～令和8年2月27日（金）8：30～17：15
受託者：鈴鹿森林組合 亀山市加太板屋 4622-1 TEL 98-0010



⑨ーアーc 県民参加の植樹祭事業

担当課：みどり共生推進課

基本方針：② 県民全体で森林を支える社会づくり

対策区分：④ 森と人をつなぐ学びの場づくり

1 事業の目的

植樹等の森づくりの機会を提供することで、県民が森林や木に親しみ、森づくり活動に関心や理解を深めてもらうことを目的とします。

2 事業の必要性

令和4年度に行った「三重の森林づくりに関する県民意識調査」では、子どもの頃に森林とふれあった機会が多いほど県民税の認知度が高い傾向にありました。

こうした中、県民が森林や木に親しみ、森づくり活動に関心や理解を深めてもらうため、県民参加の植樹祭を開催し、森林教育を推進することが必要です。

3 事業の概要

県民が植樹等の森づくり活動を体験できる「県民参加の植樹祭」を、市町が県と連携して開催します。また、必要に応じて、森林や森づくり活動への理解を深めるための行事をあわせて開催できるものとします。

4 令和7年度事業の取組

県主催の「森林フェスタ2025尾鷲」と同日開催を予定していましたが、台風接近の影響により中止となりました。後日、尾鷲市立輪内中学校の生徒が植樹を実施しました。

植樹日程：令和7年10月22日（水） 9：25～12：00

実施場所：尾鷲市九鬼町地内

植栽樹種：カマツカ、リョウブ、コバノガマズミ、ヤブツバキ



植樹、防護ネット設置状況



植樹後の様子